

## 古平町地域活性化起業人（DX 推進）募集要項

本町では、令和 5 年度から D X による地域課題の解決や庁内業務の効率化等を図るため、総務省の地域活性化起業人制度(企業人材派遣制度)を活用した D X 人材の派遣にご支援ご協力いただける企業を次のとおり募集します。

### 1. 事業概要

本町と三大都市圏内の企業との間で社員の派遣と町の指定する業務への従事に関する協定を締結した上で、当該企業の社員（三大都市圏内に本社機能を有する企業等にあつては、支店等からの派遣も可）を派遣していただきます。派遣された社員は、本町において、そのノウハウや知見等を行い、次の業務に従事していただきます。

### 2. 業務内容

古平町総務課電算システム係が所管する次の業務に取り組んでいただきます。

- ①DX の活用を通じた、地域課題の解決や庁内業務の効率化等の検討 等
- ②DX 推進計画の策定、関係者との調整 等
- ③データ保護の総合調整に関すること
- ④その他電算に関すること（ふるさと納税の HP 強化 等）

### 3. 募集人数

1 名程度

### 4. 応募要件

次の条件のすべてを満たす社員の派遣が可能な企業等

- ①三大都市圏に所在する企業等に勤務している方（入社後 2 年未満の方は除きます。）
- ②地方公務員法第 16 条に規定する欠格事項に該当しない方

### 5. 派遣形態

派遣元企業の身分を有したままとする在籍派遣です。

給与等の支給、社会保険等、年次有給休暇の付与等は、派遣元企業の規定によります。

### 6. 派遣期間

派遣開始日（令和 5 年 4 月 1 日以降）から 6 か月以上 3 年以内の期間

(ただし、令和6年度以降は、予算成立を条件とします。)

## 7. 主たる勤務地

月ごとに役場開庁日の半数を超える日数を古平町内で勤務していただきます。

## 8. 勤務条件

派遣職員の勤務時間、休憩時間、休日等については、古平町の条例、規則その他の規定に基づきます。

- ・勤務時間 8時45分から17時30分まで（実勤務時間7時間45分）
- ・休憩時間 11時30分から13時30分までの間で1時間
- ・休日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月31日から翌年の1月5日までの日

## 9. 費用負担

派遣元企業に対し、派遣に要する費用として、年額560万円を上限に負担します。

ただし、派遣期間が短縮された場合は、月割により計算した額（千円未満切り捨て）とします。

## 10. 応募方法

### (1) 応募書類

別添1の申出書に必要事項を記入の上、メールで提出して下さい。また、応募書類を提出した旨の電話を併せてお願いします。

### (2) 応募期限

令和5年2月21日（火）

### (3) 応募・問合せ先

〒046-0192 北海道古平郡古平町大字浜町50番地  
古平町企画課企画防災係

TEL：0135-48-9836 Mail：kikaku.sct@town.furubira.lg.jp

## 11. 選考方法

派遣元企業のご担当者、派遣予定社員と面談（Web）を行います。

## 12. その他

地域活性化起業人の要件等の詳細は、「地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱」（別添2参照）に定めるところによります。